

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【公開番号】特開2012-146641(P2012-146641A)

【公開日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2012-030

【出願番号】特願2011-276604(P2011-276604)

【国際特許分類】

H 05 B 33/26 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 05 B 33/22 (2006.01)

H 05 B 33/04 (2006.01)

H 05 B 33/02 (2006.01)

H 05 B 33/24 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/26 Z

H 05 B 33/14 A

H 05 B 33/22 Z

H 05 B 33/04

H 05 B 33/02

H 05 B 33/24

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

反射部材と、

透光性を有する封止部材と、

前記反射部材と前記封止部材との間に形成された発光素子とを有し、

前記発光素子は第1の透明電極と、第2の透明電極と、前記第1の透明電極と前記第2の透明電極との間に形成されたEL層とからなり、

前記反射部材は、凹凸部及び前記第1の透明電極の電気抵抗より小さい電気抵抗を有する反射電極と、前記反射電極を覆って平坦化する平坦化膜とを備え、

前記反射電極と前記第1の透明電極とが電気的に接続している発光装置。

【請求項2】

請求項1において、

前記反射電極と前記第1の透明電極とは前記平坦化膜に設けられた貫通孔を介して電気的に接続している発光装置。

【請求項3】

請求項2において、

前記第2の透明電極と前記EL層との間には、前記貫通孔に対応して絶縁層が形成されている発光装置。

【請求項4】

請求項2において、

前記第2の透明電極は、前記貫通孔に対応する部分に開口部を有する発光装置。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一項において、

前記平坦化膜は導電性高分子によって形成されている発光装置。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか一項において、

前記平坦化膜の屈折率が1.6～2.0である発光装置。

【請求項7】

請求項1乃至請求項6のいずれか一項において、

前記反射部材は、絶縁基板と導電性を有する反射電極との積層構造を有し、

前記絶縁基板は凹凸を有しており、

前記反射電極の凹凸形状は、前記絶縁基板の凹凸形状に対応して形成されている発光装置。

【請求項8】

請求項1乃至請求項6のいずれか一項において、

前記反射部材は、絶縁基板と、導電性を有する反射電極との積層構造を有し、

前記絶縁基板は平坦であり、

前記反射電極には凹凸が形成されている発光装置。

【請求項9】

請求項1乃至請求項8のいずれか一項において、

前記反射電極を構成する材料は銀、アルミニウム、金、ニッケル、白金、錫、銅、マグネシウム、パラジウム、若しくはこれらの中からの少なくとも一つを含む化合物、合金又はステンレス鋼である発光装置。

【請求項10】

請求項1乃至請求項9のいずれか一項において、

前記反射部材の凹凸における粗さ曲線要素の平均高さRcは0.1μm以上100μm以下であり、

前記反射部材の凹凸における隣り合う山頂間の距離は0.1μm以上100μm以下である発光装置。

【請求項11】

請求項1乃至請求項10のいずれか一項に記載の発光装置を用いた照明装置。